

平成27年6月12日
航空局

日本航空株式会社に対する嚴重注意について

日本航空株式会社において、以下の通り運航乗務員に不適切な行為が認められましたので、航空局は本日付で同社に対して別添の通り嚴重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上報告するよう指示しましたのでお知らせします。

(事案の概要)

- ・ 平成27年6月7日、新千歳空港発大阪国際空港行きのJAL2000便において、副操縦士がトイレで離席した際に、操縦室内の機長が、代わりに入室した客室乗務員を副操縦士の操縦席に着座させ、自らのスマートフォンを使用して当該客室乗務員と一緒に撮影した。
- ・ 機長のこの行為は航空法第71条の2（操縦者の見張り義務）に反するものであり、しかも操縦室に航空機を操縦できる者が1名となった状態で行われていた。

航空局としては同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

別添資料：運航乗務員の不適切な行為について(嚴重注意)

【問い合わせ先】

国土交通省航空局安全部

航空事業安全監査室長 北澤（内線50142）

航空事業安全室 課長補佐 千葉（内線50145）

直 通 03-5253-8731

国官参事第460号
平成27年6月12日

日本航空株式会社
運航本部長 進 俊 則 殿

国土交通省
大臣官房参事官(航空事業安全)
航空局安全部航空事業安全室長
遠 藤 武

運航乗務員の不適切な行為について(嚴重注意)

平成27年6月7日、新千歳空港発大阪国際空港行きのJAL2000便において、副操縦士がトイレで離席した際に、操縦室内の機長が、代わりに入室した客室乗務員を副操縦士の操縦席に着座させ、自らのスマートフォンを使用して当該客室乗務員と一緒に撮影していた事案が判明した。

機長のこの行為は航空法第71条の2(操縦者の見張り義務)に反するものであり、しかも、本事案は操縦室に航空機を操縦できる者が1名となった状態で行われていた。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為が行われたことは極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

については、本事案を真摯に受け止め、再発防止策を検討の上、平成27年6月26日までに文書にて報告されたい。